

第7編 こうこうせいとう 高校生等のために

第7編

こうこうせいとう 高校生等のために

高校生等のために

生活保護法による「生業扶助(高等学校等就学費)」【支給】

ない 内 容	生活保護を受給されている世帯のお子さんが、高等学校等に就学されるために必要な費用(学用品・教材の購入費、交通費等)を支給します。																						
たい 対 象 者	生活保護を受給されている世帯のお子さんで高等学校等に就学される方 ※高等学校等 ① 高等学校(全日制・定時制・通信制) ② 中等教育学校の後期課程 ③ 高等専門学校 ④ 特別支援学校高等部(別科を除く。) ⑤ 高等学校等での就学に準ずるものと認められる専修学校及び各種学校(修業年限が3年以上であり、かつ普通教育科目を含む就業時間がおおむね800時間以上の教育課程の場合)																						
し 支 給 額	○生活保護法の「生業扶助」 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>内 容</th><th>基準額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本額</td><td>【学用品費】鉛筆、ノート、消しゴム、定規、裁縫用具、楽器、体育用靴の購入費 【その他】校外活動費、通学用品等の購入費</td><td>月額5,450円</td></tr> <tr> <td>学級費</td><td>学級費、生徒会費、PTA会費等</td><td>月額1,670円以内</td></tr> <tr> <td>教材代</td><td>正規の授業で使用され、当該授業を受講する全生徒が必ず購入するもの(教科書、副読本の図書、ワークブック、和洋辞典)の購入費</td><td>実費支給</td></tr> <tr> <td>授業料</td><td>授業料</td><td>下記※1、※2参照</td></tr> <tr> <td>通学交通費</td><td>通学に必要な最小限の額</td><td>実費支給</td></tr> <tr> <td>学習支援費</td><td>学習参考書(教材費に含まれるものを除く。)の購入費、課外クラブ活動費等</td><td>月額5,150円</td></tr> </tbody> </table> ※1 公立高等学校、私立高等学校、高等専門学校(1～3年生)等の授業料については、公立高校就学支援金及び高等学校等就学支援金により給付対象外 ※2 高等専門学校(4・5年生)等の授業料については、授業料減免措置等を適用した後の実際の支払額が給付対象(上限あり。) ※3 修学旅行費、修学旅行の準備に係る費用は支給されません。		区 分	内 容	基準額	基本額	【学用品費】鉛筆、ノート、消しゴム、定規、裁縫用具、楽器、体育用靴の購入費 【その他】校外活動費、通学用品等の購入費	月額5,450円	学級費	学級費、生徒会費、PTA会費等	月額1,670円以内	教材代	正規の授業で使用され、当該授業を受講する全生徒が必ず購入するもの(教科書、副読本の図書、ワークブック、和洋辞典)の購入費	実費支給	授業料	授業料	下記※1、※2参照	通学交通費	通学に必要な最小限の額	実費支給	学習支援費	学習参考書(教材費に含まれるものを除く。)の購入費、課外クラブ活動費等	月額5,150円
区 分	内 容	基準額																					
基本額	【学用品費】鉛筆、ノート、消しゴム、定規、裁縫用具、楽器、体育用靴の購入費 【その他】校外活動費、通学用品等の購入費	月額5,450円																					
学級費	学級費、生徒会費、PTA会費等	月額1,670円以内																					
教材代	正規の授業で使用され、当該授業を受講する全生徒が必ず購入するもの(教科書、副読本の図書、ワークブック、和洋辞典)の購入費	実費支給																					
授業料	授業料	下記※1、※2参照																					
通学交通費	通学に必要な最小限の額	実費支給																					
学習支援費	学習参考書(教材費に含まれるものを除く。)の購入費、課外クラブ活動費等	月額5,150円																					
と 問 い 合 せ 先	くわしくは、お住まいの地域の福祉事務所(P.4)にお問い合わせください。																						
び 備 考	特別支援学校に在学され、就学奨励費(P.64)の支給を受けておられる方については、区分により、支給額が調整される場合があります。																						

※生活保護制度については、平成30年度(4月～9月)の基準額を掲載しています。

高校生等のために

こうこうせいきゅう ふ がたしょうがくきん しきゅう
高校生給付型奨学金【支給】

ない
内

よう
容

生活保護を受給されている世帯又は市町村民税が非課税世帯のお子さんが、高等学校等へ進学される場合に、入学支度金や奨学金等を支給します。

たい
対

しょう
象

しゃ
者

京都府内(京都市を除く。)に居住し、次のいずれかに該当される方

1 生活保護を受給されている世帯のお子さんで、私立高等学校(通信制除く。)又は外国人学校(※1)に修学される方

2 市町村民税が非課税の世帯のお子さんで、国・公立・私立高等学校(特別支援学校高等部含む。)、高等専門学校又は外国人学校に修学され、次の①～⑥に該当される方

①母子世帯 ②父子世帯 ③児童世帯 ④障害者世帯 ⑤長期療養者世帯

⑥知事が特別に認めた①～⑤に準ずる世帯

注：①～③については、世帯員の年齢要件があります。④については、障害の程度要件があります。

▶ 専修学校の高等課程に修学される方は、対象外となります。

▶ 「同種の資金」の貸与又は給付を受けておられる場合は、支給額を減額することがあります。同種の資金については、次ページの備考欄をご覧ください。

し
支

きゅう
給

がく
額

単位：円

世帯 区分	名 称	種 別		支給額		備 考
				年 額	月 額	
生活保 護世帯	入 学 支度金	私立高校 (府内・府外)	全日制	110,000	—	1年生対象 (1回のみ支給)
			定時制	69,000	—	
	奨学金	私立高校(府内)	全日制・定時制・通信制すべて支給対象外 ※2			
		私立高校(府外)	全日制	228,000	19,000	国支援金との併給調整 を行います。※3
	外国人学校 ※1	全日制	228,000	19,000		
市町村 民税非 課税世 帯	入 学 支度金	国公立高校 (府内・府外)	全日制	63,000	—	特別支援学校高等部専 攻科を除きます。
			定時制			
		私立高校 (府内・府外)	全日制	178,000	—	1年生対象 (1回のみ支給)
			定時制	137,000	—	
		通 信 制		45,000	—	
	奨学金	国公立 特別支援学校高等部専攻科 高等専門学校(4, 5年のみ)		192,000	16,000	
		特別支援学校高等部(専攻科 を除く。)		168,000	14,000	
		私立高校(府内)	全日制・定時制・通信制すべて支給対象外 ※2			
		私立高校(府外)	全日制	396,000	33,000	国支援金との併給調整 を行います。※3
		定時制	288,000	24,000		
		外国人学校 ※1	全日制	396,000	33,000	
	支援金 (学用品 費等)	国公立高等学校 (府内・府外)	全日制	1学年につき 60,000	—	・特別支援学校の高等部、 高等専門学校の4, 5学 年を除きます。 ・奨学のための給付金との 併給調整を行います。 ※4
		私立高校(府内・府外)	定時制 通信制			

※1 学校法人が設置した、専ら外国人を対象とする学校の高等学校相当課程

※2 京都府内の私立高校については、国の制度「高等学校等就学支援金」と京都府の制度「京都府私立高等学校あんしん修学支援制度」により、実質授業料が無償化となることから、本奨学金は支給されません。

※3 京都府外の私立高校に修学される方の奨学金については、表の金額と国の制度「高等学校等就学支援金」及び兵庫県・奈良県の私立高校に通われている方への学費軽減(補助金)との差額を支給します。

※4 表の金額と「奨学のための給付金」(P.60)との差額を支給します。

しんせいじき 申請時期	【生活保護世帯】 第1次申請：2月 以降は随時(入学支度金は4月末まで) 【市町村民税非課税世帯】 第1次申請：2月 第2次申請：6月(7月2日受付期限) 以降は随時(入学支度金は7月2日まで)																							
しきゅうじき 支給時期	<table><tr><td>入学支度金</td><td colspan="3">【生活保護世帯】 3・4月 【市町村民税非課税世帯】 3・4月(1次)、7月(2次)</td></tr><tr><td rowspan="4">奨学金</td><td></td><td>生活保護世帯</td><td>市町村民税非課税世帯</td></tr><tr><td>第1期分(4月～7月まで)</td><td>4月</td><td>4月(1次)、7月(2次)</td></tr><tr><td>第2期分(8月～11月まで)</td><td>8月</td><td>8月</td></tr><tr><td>第3期分(12月～3月まで)</td><td>12月</td><td>12月</td></tr><tr><td>支援金 (学用品費等)</td><td colspan="3">【市町村民税非課税世帯】 11月(予定)</td></tr></table>			入学支度金	【生活保護世帯】 3・4月 【市町村民税非課税世帯】 3・4月(1次)、7月(2次)			奨学金		生活保護世帯	市町村民税非課税世帯	第1期分(4月～7月まで)	4月	4月(1次)、7月(2次)	第2期分(8月～11月まで)	8月	8月	第3期分(12月～3月まで)	12月	12月	支援金 (学用品費等)	【市町村民税非課税世帯】 11月(予定)		
入学支度金	【生活保護世帯】 3・4月 【市町村民税非課税世帯】 3・4月(1次)、7月(2次)																							
奨学金		生活保護世帯	市町村民税非課税世帯																					
	第1期分(4月～7月まで)	4月	4月(1次)、7月(2次)																					
	第2期分(8月～11月まで)	8月	8月																					
	第3期分(12月～3月まで)	12月	12月																					
支援金 (学用品費等)	【市町村民税非課税世帯】 11月(予定)																							
しんせい て つづき 申請手続	申請書に必要事項を記入し、次の書類を添付して、お住まいの地域の府保健所に提出してください。 【生活保護世帯】 ① 在学証明書 ② 生活保護世帯であることを証明するもの(受給証明書等) ③ 国の「高等学校等就学支援金」決定通知書・・・奨学金支給対象者の方のみ 【市町村民税非課税世帯】 ① 在学証明書 ② 市町村民税が非課税であることを証明するもの(市町村民税非課税証明書) ③ 国の「高等学校等就学支援金」決定通知書・・・奨学金支給対象者の方のみ ④ 支援金利用計画書 ▶ 身体障害者世帯の方・・・身体障害者手帳の写し又は年金手帳の写し ▶ 長期療養者世帯の方のみ・・・医師の診断書																							
とあわさき 問い合わせ先	くわしくは、お住まいの地域の府保健所(P.2)にお問い合わせください。																							
びこう 備考	▶ 毎年度申請が必要です。 ▶ 同種の資金とは、次の①～⑤にあげるものです。 ① 高校生等修学支援事業(修学金、修学支度金) 貸付 (P.50～53、P.76～79) ② 奨学のための給付金 支給 (P.60) ③ 母子家庭奨学金等 支給 (P.61) ④ 交通遺児奨学金等 支給 (P.62) ⑤ 定時制課程及び通信制課程修学奨励金 貸付 (P.68)																							

奨学のための給付金(高校生等奨学給付金)【支給】

ない 内 容	授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の生徒に対し、「奨学のための給付金」を支給し支援を行います。＜国公立私立高校等＞
たい 対 象 者	次の①～③のいずれにも該当する生徒の保護者 ① 生活保護受給世帯（生業扶助受給）の生徒及び市町村民税所得割非課税世帯の生徒 ② 保護者（親権者等）が京都府内に在住していること ③ 平成26年4月1日以降に入学しており、国の高等学校等就学支援金又は学び直し支援金の支給を受ける資格を有する者（特別支援学校の高等部の在籍者を除く）であること ※「同種の資金」の貸付又は給付を受給している場合は、同種の資金の貸付額や支給額を減額されることがあります。同種の資金については、備考欄をご覧ください。
し 支 給 額	① 生活保護受給世帯（生業扶助受給） 国公立 年額32,300円 私立 年額52,600円 ② 市町村民税所得割非課税世帯（生活保護受給世帯を除く。）で高校生がいる世帯（③の場合を除く。） 国公立全日制・定時制：年額80,800円、通信制：年額36,500円 私立 全日制・定時制：年額89,000円、通信制：年額38,100円 ③ 市町村民税所得割非課税世帯（生活保護受給世帯を除く。）で扶養されている2人目以降の高校生がいる世帯又は扶養されている高校生以外に15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯 国公立 全日制・定時制：年額129,700円、通信制：年額36,500円 私立 全日制・定時制：年額138,000円、通信制：年額38,100円
しん 申 請 時 期	平成30年7月頃（平成30年7月1日が基準日となります。）
し 支 給 時 期	平成30年10月下旬
しん 申 請 手 続	在学されている高等学校等から案内がありますので、申請書類に生活保護受給世帯（生業扶助受給）・市町村民税所得割非課税世帯を証明する書類を添付して提出してください。他府県の学校へ進学されている場合は、下記までご連絡ください。
と 問 い 合 せ 先	・国公立 在学されている高等学校等又は京都府教育庁指導部高校教育課（TEL075-574-7539） ・私立 在学されている高等学校等又は京都府文化スポーツ部文教課（TEL075-414-4516）
び 備 考	▶毎年度申請が必要です。 ▶同種の資金のうち、貸付額又は支給額が減額されることがあるものは次の①～⑤です。 ① 高校生等修学支援事業（修学金） 貸付（P.50～51、P.76～77） ② 高校生給付型奨学金 支給（P.45～46、P.58～59） ③ 母子家庭奨学金等 支給（P.61） ④ 交通遺児奨学金等 支給（P.62） ⑤ 定時制課程及び通信制課程修学奨励金 貸付（P.68）

母子家庭奨学金等【支給】

ない 内 容	母子家庭の母が、お子さんを扶養されている場合に、教育又は養育に必要な費用を支給します。																		
たい 対 象 者	京都府内（京都市を除く。）に居住されている母子家庭の母で、高校生（特別支援学校高等部、専修学校の高等課程含む。）を扶養されている方 ※「同種の資金」の貸付又は給付を受けておられる場合は、支給を受けられないことや支給額を減額されることがあります。同種の資金については備考欄をご覧ください。																		
し 支 給 額	1 奨学金 子ども1人につき 年額 64,000円 （6月以降に申請があった時又は年度途中に支給対象者となられた場合は、月割支給となります。） 2 高等学校入学支度金 子ども1人につき 35,000円（入学時のみ1回限り） （申請年度の4月1日現在支給対象である方で、5月末日までに申請をされた方に限ります。）																		
しん 申 請 時 期	1 奨学金 4月～5月末日 以降は随時受け付けています。（最終期限：2月末日） 2 高等学校入学支度金 5月末日まで ※入学前に支給を希望する方は、別途定める期間																		
し 支 給 時 期	1 奨学金 <table><tr><td>対象者区分</td><td>申請月</td><td>支給対象期間 （申請年度）</td><td>支給月</td></tr><tr><td rowspan="2">申請年度の4月1日現在、 支給対象者である方</td><td>4～5月</td><td>4～3月</td><td>8月末</td></tr><tr><td>6～2月</td><td>申請月の翌月～3月</td><td>10～3月</td></tr><tr><td rowspan="2">申請年度の4月2日以降、 支給対象者である方</td><td>4～5月</td><td>申請月の翌月～3月</td><td>8月末</td></tr><tr><td>6～2月</td><td>申請月の翌月～3月</td><td>10～3月</td></tr></table> 2 高等学校入学支度金 8月末（入学前支給の場合は3月）	対象者区分	申請月	支給対象期間 （申請年度）	支給月	申請年度の4月1日現在、 支給対象者である方	4～5月	4～3月	8月末	6～2月	申請月の翌月～3月	10～3月	申請年度の4月2日以降、 支給対象者である方	4～5月	申請月の翌月～3月	8月末	6～2月	申請月の翌月～3月	10～3月
対象者区分	申請月	支給対象期間 （申請年度）	支給月																
申請年度の4月1日現在、 支給対象者である方	4～5月	4～3月	8月末																
	6～2月	申請月の翌月～3月	10～3月																
申請年度の4月2日以降、 支給対象者である方	4～5月	申請月の翌月～3月	8月末																
	6～2月	申請月の翌月～3月	10～3月																
しん 申 請 手 続	申請書に必要事項を記入し、次の①～②の証明を受けた後、お住まいの市町村（京都市を除く。）に提出してください。 ① ひとり親家庭福祉推進員又は民生委員・児童委員の証明 ② 在学証明（学校長の証明） ▶申請書は、保健所、各市町村（京都市を除く。）で配布しています。																		
と 問 合 せ 先	くわしくは、お住まいの市町村（京都市を除く。）又は地域の府保健所（P. 2）にお問い合わせください。																		
び 備 考	▶毎年度申請が必要です。（高等学校入学支度金は、入学時に限ります。） ▶同種の資金のうち、支給を受けられないものは次の①～④です。 ① 高校生等修学支援事業（修学金・修学支度金）貸付（P.50～53、P.76～79） ② 高校生給付型奨学金 支給（P.45～46、P.58～59） ③ 交通遺児奨学金等 支給（P.62） ④ 技能修得資金 支給（P.95） 同種の資金のうち、支給額が減額されるものは次の⑤です。 ⑤ 奨学のための給付金 支給（P.60）																		

こうつう い じ しょうがくきんと う し きゅう
交通遺児奨学金等【支給】

内 容	交通事故により親等を失った高校生（特別支援学校高等部・専修学校の高等課程含む。）に、奨学金を支給します。																					
対 象 者	京都府内に居住し、交通事故により親等を失った高校生（特別支援学校高等部・専修学校高等課程を含む。） ※「同種の資金」の貸付又は給付を受けておられる場合は、支給を受けられないことや支給額を減額されることがあります。同種の資金については備考欄をご覧ください。																					
支 給 額	1 奨学金 子ども1人につき 年額 64,000 円 （6月1日以降に申請があった時又は年度途中で支給対象者となられた場合は、月割支給となります。） 2 高等学校入学支度金 子ども1人につき 35,000 円・・・高校1年生対象 （高等学校入学年度の4月1日現在支給対象である方で、5月末日までに申請をされた方に限ります。）																					
申 請 時 期	1 奨学金 4月～5月末日 以降は随時受け付けています。（最終期限：2月末日） 2 高等学校入学支度金 1次申請：入学前2月末日 2次申請：4月～5月末日																					
支 給 時 期	1 奨学金	<table><tr><td>対象者区分</td><td>申請月</td><td>支給対象期間 (申請年度)</td><td>支給月</td></tr><tr><td rowspan="2">申請年度の4月1日現在、 支給対象者である方</td><td>4～5月</td><td>4～3月</td><td>11月末</td></tr><tr><td>6～2月</td><td>申請月の 翌月～3月</td><td>11月末以降は 申請月の翌月</td></tr><tr><td rowspan="2">申請年度の4月2日以降、 支給対象者である方</td><td>4～5月</td><td>申請月の 翌月～3月</td><td>11月末</td></tr><tr><td>6～2月</td><td>申請月の 翌月～3月</td><td>11月末以降は 申請月の翌月</td></tr></table>	対象者区分	申請月	支給対象期間 (申請年度)	支給月	申請年度の4月1日現在、 支給対象者である方	4～5月	4～3月	11月末	6～2月	申請月の 翌月～3月	11月末以降は 申請月の翌月	申請年度の4月2日以降、 支給対象者である方	4～5月	申請月の 翌月～3月	11月末	6～2月	申請月の 翌月～3月	11月末以降は 申請月の翌月		
対象者区分	申請月	支給対象期間 (申請年度)	支給月																			
申請年度の4月1日現在、 支給対象者である方	4～5月	4～3月	11月末																			
	6～2月	申請月の 翌月～3月	11月末以降は 申請月の翌月																			
申請年度の4月2日以降、 支給対象者である方	4～5月	申請月の 翌月～3月	11月末																			
	6～2月	申請月の 翌月～3月	11月末以降は 申請月の翌月																			
	2 高等学校入学支度金	1次申請：3月末日、2次申請：8月末日																				
申 請 手 続	申請書に必要な事項を記入し、次の①～③の証明を受けた後、府広域振興局又は京都府庁府民生活部安心・安全まちづくり推進課に提出してください。 ① 民生委員・児童委員の証明（死亡届（写）及び交通事故証明書（写）の添付がある場合は不要です。） ② 学校長の証明（在学証明書の添付がある場合は不要です。） ③ 市町村長の証明 高等学校入学前に入学支度金を申請する場合は、申請時には②は不要です。高等学校合格通知書（写）又は入学許可証（写）を添付し、入学後5月末日までに在学証明書を提出してください。 ▶申請書は、各市町村、京都府庁府民生活部安心・安全まちづくり推進課、府広域振興局で配布しています。																					
問 い 合 せ 先	くわしくは、京都府庁府民生活部安心・安全まちづくり推進課（TEL075-414-5079）にお問い合わせください。																					

備 考	▶毎年度申請が必要です。 ▶同種の資金のうち、支給を受けられないものは次の①～③です。 ① 高校生等修学支援事業(修学金・修学支度金) 貸付(P.50～53、 P.76～79) ② 高校生給付型奨学金 支給(P.45～46、 P.58～59) ③ 母子家庭奨学金等 支給(P.61) 同種の資金のうち、支給額が減額されるものは次の④です。 ④ 奨学のための給付金 支給(P.60)
----------------	---

特別支援学校(高等部)生徒のために

就学奨励費(特別支援学校)【支給】

内 容	特別支援学校で学ぶために必要な経費について、家庭の経済状況(所得)に応じて全部又は一部を補助します。					
対 象 者	京都府立特別支援学校高等部に在学されている生徒					
支 給 額	○対象となる経費及び補助限度額					
	区 分 ※1		I	Ⅱ	Ⅲ	
	教科用図書購入費		実費	実費	実費	
	学校給食費		実費	実費の1/2	－	
	交 通 費	通学費	本人経費	実費	実費	実費
			付添人経費	実費 ※2	実費 ※2	実費 ※2
		帰省費	本人経費	実費	実費	実費
			39往復分	付添人経費	実費 ※2	実費 ※2
		職場実習費		実費	実費	実費1/2
		交流及び共同学習費 (専攻科除く。)		実費	実費	実費1/2
	寄宿舎居住に伴う 経費	寝具購入費 (専攻科除く。)		5,400円	2,700円	－
		日用品等購入費		138,980円	69,490円	－
		食費		139,750円	69,875円	－
	修 学 旅 行 費	修学旅行費 (専攻科除く。)	本人経費	105,850円	52,925円	－
			付添人経費	152,930円 ※2	76,465円 ※2	－
		校外活動費 (専攻科除く。)	本人経費	24,370円	12,185円	－
			付添人経費	36,550円 ※2	18,275円 ※2	－
	職場実習宿泊費		7,380円	3,690円	－	
	学用品等購入費(専攻科除く。)		31,690円 ICT機器等購入した場合 50,000円加算	15,845円 ICT機器等購入した場合 50,000円加算	ICT機器等購入した場合 50,000円加算	
	音声教材費 1教科あたりの単価により算定した額 (専攻科除く。)		1教科あたり限度 18,820円	I の1/2	－	
新入学生徒学用品費等(専攻科除く。)		47,400円	23,700円	－		
※1 表中の区分Ⅰ、Ⅱ、Ⅲは、保護者の方の経済状況(所得)により決まります。						
※2 通学費付添人経費、帰省費付添人経費、修学旅行費付添人経費、校外活動等参加費付添人経費については、肢体不自由又は重度・重複障害の生徒の付添人となります。						
申 請 時 期 及 び 支 給 時 期	学校によって異なります。					
申 請 手 続	申請書に必要事項を記入し、所定の書類を添付して在学されている学校に提出してください。 ▶申請書は、学校から配布されます。					
と 問 い 合 せ 先	くわしくは、在学されている特別支援学校又は京都府教育庁指導部特別支援教育課(TEL075-414-5835)にお問い合わせください。					
備 考	毎年度申請が必要です。※金額については、H30年度見込みです。					

こうとうがっこうせい と つうがく ひ ほ じょ きん し きゅう
高等学校生徒通学費補助金【支給】

ない 内 容	多額の通学費を負担されている高校生の保護者の方に、通学費の一部を補助します。																																										
たい 対 象 者	府内の公立又は私立高等学校に在学する生徒の保護者の方で、京都府内に居住し、次の①～③いずれにも該当される方 ① 生活保護法による生業扶助（通学のための交通費）を受給されていない方 ② 生徒本人と生計を一にする世帯全体の前年の所得が、次の別表1又は別表2（公立高校に在学する生徒の保護者の方は【公立高校】、私立高校に在学する生徒の保護者の方は【私立高校】）の所得基準額以下の方 別表1 <table> <tr> <th>世帯人員</th><th>所得基準額</th></tr> <tr> <td>3人以下</td><td>6,749,000円</td></tr> <tr> <td>4人</td><td>6,962,000円</td></tr> <tr> <td>5人</td><td>7,175,000円</td></tr> <tr> <td>6人</td><td>7,388,000円</td></tr> <tr> <td>7人以上</td><td>7,388,000円 + 213,000円 / 1人増</td></tr> </table> 別表2 【公立高校】 <table> <tr> <th>世帯人員</th><th>所得基準額</th></tr> <tr> <td>1人</td><td>1,460,000円</td></tr> <tr> <td>2人</td><td>2,060,000円</td></tr> <tr> <td>3人</td><td>2,760,000円</td></tr> <tr> <td>4人</td><td>3,230,000円</td></tr> <tr> <td>5人</td><td>3,590,000円</td></tr> <tr> <td>6人</td><td>4,060,000円</td></tr> <tr> <td>7人以上</td><td>4,060,000円 + 470,000円 / 1人増</td></tr> </table> ▶ 上記の所得金額に次のそれぞれの額を加算した額となります。 1 母子・父子世帯 280,000円 2 障害者1人につき 320,000円 3 長期療養者で療養のために経済的に特別な支出をされている場合、その金額 【私立高校】 <table> <tr> <th>世帯人員</th><th>所得基準額</th></tr> <tr> <td>2人以下</td><td>3,001,000円</td></tr> <tr> <td>3人</td><td>3,347,000円</td></tr> <tr> <td>4人</td><td>3,571,000円</td></tr> <tr> <td>5人</td><td>3,785,000円</td></tr> <tr> <td>6人</td><td>3,969,000円</td></tr> <tr> <td>7人以上</td><td>3,969,000円に世帯人数が6人を越えて 1人増すごとに162,000円を加えた額</td></tr> </table> ③ 1ヶ月の通学費負担が次の金額を超えている場合 ▶ 上記「別表1」に該当・・・22,100円 ▶ 上記「別表2」に該当・・・17,000円 ※ 専修学校の高等課程に在学されている方は支給対象外となります。	世帯人員	所得基準額	3人以下	6,749,000円	4人	6,962,000円	5人	7,175,000円	6人	7,388,000円	7人以上	7,388,000円 + 213,000円 / 1人増	世帯人員	所得基準額	1人	1,460,000円	2人	2,060,000円	3人	2,760,000円	4人	3,230,000円	5人	3,590,000円	6人	4,060,000円	7人以上	4,060,000円 + 470,000円 / 1人増	世帯人員	所得基準額	2人以下	3,001,000円	3人	3,347,000円	4人	3,571,000円	5人	3,785,000円	6人	3,969,000円	7人以上	3,969,000円に世帯人数が6人を越えて 1人増すごとに162,000円を加えた額
世帯人員	所得基準額																																										
3人以下	6,749,000円																																										
4人	6,962,000円																																										
5人	7,175,000円																																										
6人	7,388,000円																																										
7人以上	7,388,000円 + 213,000円 / 1人増																																										
世帯人員	所得基準額																																										
1人	1,460,000円																																										
2人	2,060,000円																																										
3人	2,760,000円																																										
4人	3,230,000円																																										
5人	3,590,000円																																										
6人	4,060,000円																																										
7人以上	4,060,000円 + 470,000円 / 1人増																																										
世帯人員	所得基準額																																										
2人以下	3,001,000円																																										
3人	3,347,000円																																										
4人	3,571,000円																																										
5人	3,785,000円																																										
6人	3,969,000円																																										
7人以上	3,969,000円に世帯人数が6人を越えて 1人増すごとに162,000円を加えた額																																										
し 支 給 額	$(1 \text{ 年間の定期券等購入額} - (22,100 \text{ 円又は} 17,000 \text{ 円}) \times \text{定期券等購入月数}) \times 1/2$ 例) 1年間の定期券等購入額 220,000円 「別表2」に該当の場合 $(220,000 \text{ 円} - (17,000 \text{ 円} \times 11 \text{ ヶ月})) \times 1/2 = 16,500 \text{ 円}$ 1年間で16,000円の補助となります。（千円未満切り捨て）																																										
しん 申 請 時 期	原則6～7月（8月以降に引越等で支給対象となられた場合は随時受け付けます。）																																										
し 支 給 時 期	4月～9月分、10月～3月分と年2回支給します。 支給時期については、事務手続きの時期により異なります。																																										

しんせい て つづき 申請手続	申請書に必要事項を記入し、次の①、②を添付して、在学されている学校に提出してください。 ① 所得に関する証明書 ② 券面（金額が表示されている面）のコピー 定期券の購入による申請・・・定期券の券面コピー 回数券の購入による申請・・・回数券の券面コピーと領収書 ※ どちらも平成30年4月1日以降に購入されたものが対象になります。 ▶申請書は、学校で配布します。
とあわ さき 問い合わせ先	くわしくは、在学されている高等学校にお問い合わせください。
びこう 備考	〈府庁担当課〉 公立高校：京都府教育庁指導部高校教育課（TEL075-574-7516） 私立高校：京都府庁文化スポーツ部文教課（TEL075-414-4517）

第7編

高校生等のために

定時制・通信制の高校生のために

ていじせい か ていきょう か しょうおよ ふうしんせい か ていきょう か しょうがくしゅうしょう ほしょうきん

定時制課程教科書及び通信制課程教科書学習書補助金

ないよう 内 容	京都府立高校の定時制課程又は通信制課程に在学している生徒が購入する教科書等について補助金を支給します。
たいしょうしゃ 対 象 者	京都府立高等学校の定時制課程及び通信制課程に在学している方で、次の①、②いずれにも該当する方（※「奨学のための給付金」受給者を除きます。） ① 有職生徒で補助を希望される方 ② 有職生徒以外の方のうち、求職中又は病気等により職に就けない方で補助を希望される方 ※ 有職生徒とは、定職に就いている方（自営業の従事含む。）又は1年間に90日以上パートやアルバイトに就いておられる方をいいます。
しんせいじ 申 請 時 期	9月
しきゅうじ 支 給 時 期	12月
しんせい てつづき 申 請 手 続	教科書等を取扱書店から現金で購入し、後日、補助金交付申請書類等を学校に提出 認定要件に応じた下記の証明書等の添付が必要です。 ・有職者の方・・・在職証明等 ・有職者以外の方・・・診断書、ハローワークカード（写）等 ▶申請書は、学校から配布されます。
とあわせ 問 合 せ 先	くわしくは、在学されている高等学校にお問い合わせください。
びこう 備 考	〈府庁担当課〉 京都府教育庁指導部高校教育課（TEL075-574-7516）

定時制・通信制の高校生のために

ていじせい かていおよ つうしんせい かていしゅうがくしょうれいきん むりしかしつけ

定時制課程及び通信制課程修学奨励金【無利子貸付】

ない 内 容	定時制課程・通信制課程に在学している生徒の修学を促進するために、修学奨励金を貸与（貸付）します。 高等学校を卒業された場合は、貸付金の返還が免除となります。																
たい 対 象 者	京都府内の公立・私立高等学校の定時制課程・通信制課程に在学している方又は京都府内に居住し、他府県の広域通信制課程に在学している方で、次の①～③のいずれにも該当する方 ① 経済的理由により著しく修学が困難な方 ② 経済的収入（生活をするための収入）を得る職業に就いている方 ③ 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金を貸与されていない方																
かし 貸 付 額	<table><tr><th colspan="2" rowspan="2">学年(次) \ 課程</th><th>定時制</th><th>通信制</th></tr><tr><th></th><th></th></tr><tr><td rowspan="2">1～4年(次)</td><td>公立</td><td>月額 14,000円</td><td>月額 14,000円</td></tr><tr><td>私立</td><td>月額 29,000円</td><td>月額 14,000円</td></tr></table>				学年(次) \ 課程		定時制	通信制			1～4年(次)	公立	月額 14,000円	月額 14,000円	私立	月額 29,000円	月額 14,000円
学年(次) \ 課程		定時制	通信制														
1～4年(次)	公立	月額 14,000円	月額 14,000円														
	私立	月額 29,000円	月額 14,000円														
しん 申 請 時 期	原則4月～6月																
かし 貸 付 時 期	年3回（原則7月、11月、3月）																
しん 申 請 手 続	申請書に必要事項を記入し、次の①、②を添付して、学校に提出してください。 ① 所得に関する証明書 ② 在職証明書等 ▶申請書は、学校から配布されます。																
れん 連 帯 保 証 人	2名																
へん 返 済 時 期	貸付を終了した月の翌月から6ヶ月経過後、一括返済又は貸付期間に相当する期間内（ただし、在学中は返還が猶予されます。） ※ 卒業をされた場合は、返還が免除となります。																
と 問 い 合 せ 先	くわしくは、在学されている高等学校にお問い合わせください。																
び 備 考	▶奨学のための給付金(P.60)を受給される場合は、貸付額を調整します。 〈府庁担当課〉 公立高校：京都府教育庁指導部高校教育課（TEL075-574-7516） 私立高校：京都府庁文化スポーツ部文教課（TEL075-414-4517）																

公立高校生のために

こうりつこうこうしゅうがく し えんきん がっこう しきゅう
公立高校就学支援金【学校に支給】

ない 内	よう 容	府内の公立高校等に在学されている生徒の授業料への支援として、所得制限の基準額未満の世帯の生徒に対し「就学支援金」を支給します。（学校設置者・学校において、授業料に充てるため、 <u>生徒・保護者への直接支給ではありません。</u> ）		
たい 対	しょう 象	しゃ 者	平成26年4月以降の入学生が対象です。 〈平成30年4～6月の手続の場合〉 保護者の市町村民税所得割の合計が、所得基準額（30万4,200円）未満の場合、受給資格認定申請を行い、認定された場合、就学支援金の交付が受けられます。 〈平成30年7月以降の手続の場合〉 所得基準が保護者の府民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額となり、所得基準額が50万7,000円に変更になります。 （授業料に充当されることで、実質無償化となります。） ※基準額を超過する世帯は、授業料を納入いただくことになります。	
し 支	きゅう 給	がく 額	就学支援金・・・授業料と同額等となり、個人負担は生じません。 例 府立高校 全日制 月額9,900円（全日制は36月） 定時制 月額1,250円（16単位以上の場合）（定時制は48月） 通信制 月額175円（1単位当たり）（通信制は48月）	
しん 申	せい 請	じ 時	き 期	受給資格認定申請・入学時の4月頃（入学した高校等へ提出） 収入状況届・・・毎年度7月頃（府民税所得割額・市町村民税所得割額の確認が必要）
し 支	きゅう 給	じ 時	き 期	国からの交付に応じて、授業料に充当します。（ <u>生徒・保護者への支給ではありません。</u> ）
しん 申	せい 請	て 手	つづ 続	学校から案内があります。学校から配布の書類に必要事項を記入して、添付書類とともに学校へ提出してください。 受給資格認定申請・・・入学した高校に、「受給資格認定申請書」「市町村民税所得割額がわかる書類（親権者合算、前々年の所得に基づくもの）」を提出 収入状況届の提出・・・「収入状況届」「府民税所得割額・市町村民税所得割額がわかる書類（親権者合算、前年の所得に基づくもの）」を提出
と 問	あわ い	さき 合	せ 先	くわしくは、在学されている学校又は京都府教育庁指導部高校教育課（TEL075-574-7516）にお問い合わせください。（京都市立高校は、京都市教育委員会調査課（TEL075-222-3817））
び 備	こう 考	▶毎年度、申請等が必要です。 ▶所得制限の基準額を超過している場合で、就学支援金の対象とならないが、保護者の失職、倒産などにより家計急変しており、授業料の納入が困難な場合は、別途授業料の減免措置の申請制度がありますので、在学されている学校にご相談ください。 ▶中途退学された方が、就学支援金の支給期間全日制36月（定時制・通信制48月）を超えて在学される場合で、所得基準額未満と認められる場合、最大24月まで就学支援金相当額の支援（学び直し支援金）を受けられる制度があります。在学されている学校にご相談ください。 ▶平成25年度末公立高校等在校生は、引き続き授業料不徴収制度の対象となります。		

私立高校生・高等専門学校生等のために

こうとうがっこうとうしゅうがく し えんきん がっこう し きゅう 高等学校等就学支援金【学校に支給】

ない よう 内 容	私立高校等に在学されている生徒さんの授業料に対して、一定額を支給します。
たい しょう しゃ 対 象 者	私立高等学校等（京都府外も含む。）に在学されている方 ※私立高等学校 ① 私立高等学校（全日制・定時制・通信制） ② 私立中等教育学校の後期課程（中高一貫校の高校） ③ 私立特別支援学校の高等部 ④ 高等専門学校（1学年～3学年） ⑤ 専修学校の高等課程 ※ 高等学校を既に卒業された方、専攻科・別科の生徒及び科目履修生、聴講生は支給対象となりません。
し きゅう がく 支 給 額	▶親権者の市町村民税所得割額と道府県民税所得割額が 合わせて0円（非課税） → 2.5倍加算 年額 297,000円 ▶親権者の市町村民税所得割額と道府県民税所得割額が 合わせて85,500円未満 → 2倍加算 年額 237,600円 ▶親権者の市町村民税所得割額と道府県民税所得割額が 合わせて257,500円未満 → 1.5倍加算 年額 178,200円 ▶親権者の市町村民税所得割額と道府県民税所得割額が 合わせて507,000円未満 → 年額 118,800円
しん せい じ き およ び し きゅう じ き 申 請 時 期 及 び 支 給 時 期	学校によって異なります。 1年生は4月と6月、2・3年生は6月に手続きを行う必要があります。
しん せい て つづき 申 請 手 続	学校から案内があります。学校から配布の書類に必要事項を記入して、学校が指定する添付書類とともに学校に提出してください。 市町村民税所得割額と道府県民税所得割額（保護者合算）がわかる書類が必要です。
と あわ さき 問 い 合 せ 先	くわしくは、在学されている学校又は京都府庁文化スポーツ部文教課（TEL075-414-4516）にお問い合わせください。
び こう 備 考	毎年度手続きが必要です。

私立高校生のために

し りつこうとうがっこう しゅうがく し えん じ ぎょう じゅぎょうりょうげんめん がく ひ けいげん
私立高等学校あんしん修学支援事業【授業料減免・学費軽減】

ない 内 容	府内の私立高校に在籍されている生徒さんの授業料の減免又は学費軽減を行います。 ※ 府が対象となる生徒さんに直接補助金を支給するのではなく、学校が行う授業料等の学費について減免（減額や免除）を受けていただくものです。
たい 対 象 者	生徒の保護者が京都府内（京都市含む。）に居住し、京都府内の私立高等学校に在籍されている方 ※ 専修学校の高等課程に在籍されている方及び本校が他府県にある通信制高校は対象外となります。
し 支 給 額	▶ 生活保護世帯 → 高等学校等就学支援金（国制度）（P.70）と府補助制度を活用した各校の授業料減免により、929,000円を上限に助成 ▶ 年収500万円未満程度の世帯 注1 → 高等学校等就学支援金（国制度）（P.70）と府補助制度を活用した各校の授業料減免により、650,000円を上限に助成 ▶ 年収500万円～年収590万円未満程度の世帯 注1 → 高等学校等就学支援金（国制度）（P.70）と府学費軽減制度（年50,000円（通信制17,000円））により、最大で228,200円を助成 ▶ 年収590万円～年収910万円未満程度の世帯 注1 → 高等学校等就学支援金（国制度）（P.70）と府学費軽減制度（年50,000円（通信制17,000円））により、最大で168,800円を助成 ○ なお、失業・倒産により家計が急変し、一定所得基準未満となった場合についても、各私立高校で授業料減免等が適用できる場合があります。詳細は、各私立高校におたずねください。
しん 申 請 時 期 およ 及 び し 支 給 時 期	授業料減免については6月頃、学費軽減については7～9月頃 具体的な時期については、高校によって異なります。高校からの案内をご覧ください。 ※ 毎年度申請が必要です。
しん 申 請 手 続	申請書に必要事項を記入し、課税証明書等高校が指定する添付書類とともに在学されている高校に提出してください。 ▶申請書は、高校から配布されます。
と 問 い 合 せ 先	くわしくは、在学されている高校又は京都府庁文化スポーツ部文教課（TEL075-414-4516・4517）にお問い合わせください。
び 備 考	注1 支給額欄に記載の年収は、モデル世帯（父、母、子2名）における目安です。 制度の判断基準は、当該年の市町村民税所得割額（保護者合算）となります。

兵庫県・奈良県の私立高等学校に在籍する生徒の学費軽減

ない 内 容	兵庫県・奈良県の私立高校に在籍されている生徒さんの授業料の学費軽減を行います。 ※府が対象となる生徒さんに直接補助金を支給するのではなく、学校が行う授業料等の学費について減免を受けていただくものです。																												
たい 対 象 者	京都府内（京都市含む。）に居住し、当該年の10月1日現在、兵庫県・奈良県の私立高等学校（通信制を除く。）に在籍されている方で、国の就学支援金が支給されている方 ※ 専修学校の高等課程に在籍されている方は対象外となります。																												
し 支 給 額	<table><tr><th rowspan="2">学校所在地</th><th rowspan="2">保護者の所得目安 ※ 1</th><th colspan="2">補助金額(生徒 1 人あたり年額) ※ 2</th></tr><tr><th>1 年生</th><th>2 ・ 3 年生</th></tr><tr><td rowspan="4">兵庫県</td><td>生活保護世帯</td><td>50,000円</td><td>41,000円</td></tr><tr><td>年収250万円未満程度</td><td>50,000円</td><td>41,000円</td></tr><tr><td>年収350万円未満程度</td><td>47,500円</td><td>41,000円</td></tr><tr><td>年収590万円未満程度</td><td>27,000円</td><td>10,500円</td></tr><tr><td rowspan="2">奈良県</td><td>年収350万円未満程度</td><td colspan="2">27,000円</td></tr><tr><td>年収560万円未満程度</td><td colspan="2">20,000円</td></tr></table> ※ 1 上記の年収は、モデル世帯における目安で、制度の判断基準は、当該年の市町村民税所得割額（保護者合算）から計算することになります。 基準額については、在籍されている学校又は京都府庁文化スポーツ部文教課にお問い合わせください。 ※2 就学支援金（国制度）を控除した後の納付すべき授業料の年額が、上記補助金額を下回る場合は、納付すべき授業料の額を限度とします。			学校所在地	保護者の所得目安 ※ 1	補助金額(生徒 1 人あたり年額) ※ 2		1 年生	2 ・ 3 年生	兵庫県	生活保護世帯	50,000円	41,000円	年収250万円未満程度	50,000円	41,000円	年収350万円未満程度	47,500円	41,000円	年収590万円未満程度	27,000円	10,500円	奈良県	年収350万円未満程度	27,000円		年収560万円未満程度	20,000円	
学校所在地	保護者の所得目安 ※ 1	補助金額(生徒 1 人あたり年額) ※ 2																											
		1 年生	2 ・ 3 年生																										
兵庫県	生活保護世帯	50,000円	41,000円																										
	年収250万円未満程度	50,000円	41,000円																										
	年収350万円未満程度	47,500円	41,000円																										
	年収590万円未満程度	27,000円	10,500円																										
奈良県	年収350万円未満程度	27,000円																											
	年収560万円未満程度	20,000円																											
しん 申 請 時 期 あ 及 び し 支 給 時 期	具体的な時期については、学校によって異なります。学校からの案内をご覧ください。 ※ 毎年度申請が必要です。																												
しん 申 請 手 続	申請書に必要事項を記入し、収入（所得）を証明する書類等を添付して在籍されている学校に提出してください。 ▶申請書は、学校から配布されます。																												
と 問 い 合 せ 先	くわしくは、在籍されている学校又は京都府庁文化スポーツ部文教課（TEL075-414-4517）にお問い合わせください。																												
び 備 考	高校生給付型奨学金（P.45 ～ 46、P.58 ～ 59）を利用されておられる方については、本制度の利用により、高校生給付型奨学金が併給調整（減額）されることがありますので、ご注意ください。																												

私立高等専修学校生のために

し りつこうとうせんしゅうがっこうせい と しょうがく ほ じょ きん げんめん ほ じょ
私立高等専修学校生徒奨学補助金【減免(補助)】

ない 内	よう 容	私立高等専修学校(専修学校の高等課程)に通う生徒さんの学費の一部を補助します。
たい 対	しょう 象 しゃ 者	次の①、②いずれにも該当される方 ① 京都府内の私立高等専修学校(修業年限が3年以上の高等課程)に当該年度の10月1日現在在籍されている方 ② 学費を負担されている方が京都府内(京都市含む。)に居住し、世帯の年収が900万円までの方 ※ ▶ 転職・失業等により、その年(1月1日～12月31日)の所得額が別に定める所得基準以下になる見込みになる場合も含まれます。 ※府が対象となる生徒に直接補助金を支給するのではなく、授業料等の学費について軽減措置を行った学校に対して交付するものです。
し 支	きゅう 給	がく 額
		1人あたりの年額 18,000円
しん 申	せい 請	じ 時 き 期
		9月～10月頃
し 支	きゅう 給	じ 時 き 期
		12月～翌年1月頃
しん 申	せい 請	て つづ き 手 続
		申請書に必要な事項を記入し、所得を証明する書類を添付して、学校に提出してください。 ▶申請書は、学校から配布されます。
と 問	あわ い	さき 合 せ 先
		くわしくは、在学されている高等専修学校又は京都府庁文化スポーツ文教課(TEL 075-414-4518)にお問い合わせください。
び 備	こう 考	※ 上記の年収は、モデル世帯(父、母、子2名)における目安で、制度の判断基準は、当該年の市町村民税所得割額(保護者合算)となります。

生活福祉資金貸付金「教育支援資金(教育支援費)」【無利子貸付】

ない 内 容 (資金の種類)	教育支援費：低所得世帯のお子さんが、他の「公的な教育支援貸与(貸付)制度※」 の貸付を、何らかの理由により受けられない場合にお貸しします。 ※ 「公的な教育支援貸与(貸付)制度」とは、次の①、②、③の制度です。 ① 高校生等修学支援事業の修学金(P.50 ～ 51、P.76 ～ 77) ② 母子父子寡婦福祉資金貸付金(修学資金)(P.48、P.75) ③ 独立行政法人日本学生支援機構奨学金 (P.54 ～ 55、P.80 ～ 81)																															
たい 対 象 者	低所得世帯(生活保護基準の1.8倍以内の所得水準の世帯)のお子さんで、高等学校(特 別支援学校高等部含む。)、中等教育学校後期課程(中高一貫校の高校)、専修学校(高 等課程)、又は高等専門学校に就学される方																															
かし 貸 付 金 額	◆6ヶ月を上限として、月単位でお貸しします。 単位：円 <table><tr><th colspan="3" rowspan="2">学校種別等</th><th colspan="2">貸付限度額(月額)</th></tr><tr><th>自宅通学</th><th>自宅外通学</th></tr><tr><td rowspan="2">高等学校等</td><td>国公立</td><td>1年～3年</td><td>18,000</td><td>23,000</td></tr><tr><td>私 立</td><td>1年～3年</td><td>30,000</td><td>35,000</td></tr><tr><td rowspan="4">高等専門学校</td><td rowspan="2">国公立</td><td>1年～3年</td><td>21,000</td><td>22,500</td></tr><tr><td>4年～5年</td><td>44,000</td><td>50,000</td></tr><tr><td rowspan="2">私 立</td><td>1年～3年</td><td>32,000</td><td>35,000</td></tr><tr><td>4年～5年</td><td>52,000</td><td>59,000</td></tr></table> 特に必要と認められる場合、上記貸付限度額×1.5倍を上限に特別分として貸付が できます。特別分貸付での貸付金額を希望される場合は、お住まいの地域の社会 福祉協議会(P.5)の貸付相談窓口にご相談ください。	学校種別等			貸付限度額(月額)		自宅通学	自宅外通学	高等学校等	国公立	1年～3年	18,000	23,000	私 立	1年～3年	30,000	35,000	高等専門学校	国公立	1年～3年	21,000	22,500	4年～5年	44,000	50,000	私 立	1年～3年	32,000	35,000	4年～5年	52,000	59,000
学校種別等					貸付限度額(月額)																											
			自宅通学	自宅外通学																												
高等学校等	国公立	1年～3年	18,000	23,000																												
	私 立	1年～3年	30,000	35,000																												
高等専門学校	国公立	1年～3年	21,000	22,500																												
		4年～5年	44,000	50,000																												
	私 立	1年～3年	32,000	35,000																												
		4年～5年	52,000	59,000																												
しん 申請(相談) 時 期	お住まいの地域の社会福祉協議会(P.5)にご相談ください。																															
へん 返 済 期 間	卒業後3ヶ月以内の措置期間後、貸付期間の3倍以内 特別分の貸付を受けた場合は、卒業後3ヶ月以内の据置期間後、貸付期間の4倍以 内(ただし最長は20年とする。)																															
と 問 い 合 せ 先	くわしくは、お住まいの地域の社会福祉協議会(P.5)にお問い合わせください。																															
び 備 考																																

高校生等のために

母子父子寡婦福祉資金貸付金「修学資金」【無利子貸付】

ない 内 容	母子家庭や父子家庭のお子さんが、高等学校等に修学される場合に必要の費用（授業料、書籍代、交通費等）をお貸しします。							
たい 対 象 者	京都府内（京都市を除く。）に居住されている母子家庭の母や父子家庭の父で、高等学校（特別支援学校高等部含む。）、高等専門学校、専修学校（高等課程）に修学しているお子さんを扶養されている方 ▶同種の資金の貸与を受ける場合は、この制度を受けられません。 同種の資金については備考欄をご覧ください。							
かし 貸 付 額	○修学資金 月額限度額 単位：円							
			学年別	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年
高専 等修 学学 校校	国公立	自宅通学	27,000	27,000	27,000			
		自宅外通学	34,500	34,500	34,500			
	私 立	自宅通学	45,000	45,000	45,000			
		自宅外通学	52,500	52,500	52,500			
高等 専門 学校	国公立	自宅通学	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500	
		自宅外通学	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500	
	私 立	自宅通学	48,000	48,000	48,000	79,500	79,500	
		自宅外通学	52,500	52,500	52,500	90,000	90,000	
しん 申請(相談) 時 期	貸付についてのご相談は、進路を検討される時期から受付をします。お早めにお住まいの地域の府保健所にご相談ください。							
かし 貸 付 時 期	貸付決定後、借用書の提出が確認され次第、口座に振り込みます。							
しん 申 請 手 続	申請書に必要事項を記入し、次の①～⑧の証明を添付し、お住まいの地域の府保健所に提出してください。 ① 戸籍謄本又は戸籍記載事項証明書 ② 世帯全員の住民票（記載事項に省略のないもの） ③ 印鑑登録証明書 ④ 扶養の事実についての証明書 ⑤ 所得を証明する書類 ⑥ 在学（籍）証明書 ⑦ 学校案内や学費納入通知等必要経費が明らかになるもの ⑧ 所定の誓約書兼同意書 ▶申請書は、保健所で配布しています。							
と 問 合 せ 先	くわしくは、お住まいの地域の府保健所（P.2）にお問い合わせください。							
び 備 考	同種の資金とは、次の①～③にあげるものです。 ① 高校生等修学支援事業（修学金、修学支度金）貸付（P.50～53、P.76～79） ② 生活福祉資金貸付金（教育支援資金）貸付（P.47、P.74） ③ 独立行政法人日本学生支援機構奨学金 貸付（P.54～55、P.80～81）							

高校生等のために

こうこうせいとうしゅうがく し えん じ ぎょう しゅうがくきん

む り し か し つ け ま た り し ほ き ゅ う

高校生等修学支援事業(修学金)【無利子貸付又は利子補給】

勉強意欲がありながら、経済的な理由によって修学が困難な高校生等に、修学金の貸与(貸付)又は金融機関からの融資(借入)について利子の補給を行います。

	1 高等学校等修学金貸与制度	2 修学支援特別融資利子補給制度
内 容	京都府が直接生徒に貸付を行う制度です。	「1 高等学校等修学金貸与制度」の所得基準額を超過された方が該当します。 保護者が金融機関から教育資金の特別融資を受けられた場合に、支払われた利子の全額を京都府が補給(補助)する制度です。翌年度に1年分をまとめて府から補給します。
対 象 者	・高等学校等(下の①～⑤)に在学している生徒 ・親権者が京都府内(京都市含む。)に居住し、世帯全体の所得が別に定める所得基準額に該当する方 ①高等学校 ②中等教育学校(後期課程) ③特別支援学校(高等部) ④専修学校(高等課程) ⑤高等専門学校	・高等学校等(下の①～④)に在学している生徒の保護者 ・親権者が京都府内(京都市含む。)に居住し、「1高等学校等修学金貸与制度」の基準を超え、かつ主たる生計維持者の年収が別に定める所得基準額以下の方 ①高等学校 ②中等教育学校(後期課程) ③特別支援学校(高等部) ④専修学校(高等課程)
	※「同種の資金」の貸付又は給付を受けておられる場合は、この制度は受けられません。同種の資金については、次ページの備考欄をご覧ください。	
貸 付 又 は 融 資 額	国公立 月額18,000円以内 私 立 月額30,000円以内 ※自宅外通学は、5,000円加算 ※「奨学のための給付金」を受給する場合は、その支給額に応じて貸付額の減額調整を行います。	国公立 一括(3年分) 648,000円以内 分割 各年度 216,000円以内 私 立 一括(3年分) 1,080,000円以内 分割 各年度 360,000円以内
申 請 時 期	【新入学生】 入学後の5月中旬まで以降、随時 【在校生】 随時(申請日の翌月分から対象)	【新入学生】 入学後の5月中旬まで 【在校生】 5月中旬まで
申 請 手 続 及 び 貸 付 時 期	申請書に必要事項を記入し、所定の書類(所得に関する証明書等)を添付して、在学されている学校に提出してください。「手引き」は学校へ請求してください。 ▶次の①～③の流れになります。 ①貸与申請(5月中旬まで) ②府から貸与決定通知を交付 ③貸付(送金)	▶次の①～⑦の流れになります。 ①申込資格認定申請(5月中旬まで) ②府から認定証を交付 ③金融機関へ申込(～8月末) ④金融機関が審査後融資決定 ⑤融資 ⑥支払われた1年分の利子の補給を府へ申請(翌年の6月) ⑦府から利子補給(翌年の8月)

貸付又は 融資額	府から年2回に分けて口座へ振り込みます。 <table><tr><td>区分</td><td>振込時期</td></tr><tr><td>4月分～9月分</td><td>6月末～7月末 2年目以降は4月</td></tr><tr><td>10月分～3月分</td><td>10月末</td></tr></table>	区分	振込時期	4月分～9月分	6月末～7月末 2年目以降は4月	10月分～3月分	10月末	【新入生】一括融資（初年度に一括）又は分割融資（1年ごと）、どちらかを選択します。 【在校生】分割融資のみ ※融資時期は、申請時期、各金融機関により異なります。
区分	振込時期							
4月分～9月分	6月末～7月末 2年目以降は4月							
10月分～3月分	10月末							
連帯保証人	1名（親権者が兼ねることも可能です。）	不要ですが、保証（手数料）料につきましては、自己負担となります。						
返済期間	貸付終了後、20年以内 （返還猶予の場合、猶予終了後20年以内）	最初の融資があった月又は翌月から最長7年以内						
問い合わせ先	くわしくは、在学されている高等学校又は京都府教育庁指導部高校教育課（TEL075-574-7518）にお問い合わせください。							
備考	※ 進級時には、継続申請が必要です。 同種の資金とは、次の①～⑨にあげるものです。 ① 母子父子寡婦福祉資金貸付金（修学資金） 貸付（P.48～49、P.75） ② 定時制課程及び通信制課程修学奨励金 貸付（P.68） ③ 高校生給付型奨学金 支給（P.45～46、P.58～59） ④ 交通遺児奨学金等 支給（P.62） ⑤ 母子家庭奨学金等 支給（P.61） ⑥ 就学奨励費（特別支援学校） 支給（P.64） ⑦ 看護師等修学資金 貸付（P.99） ⑧ 独立行政法人日本学生支援機構奨学金（P.54～55、P.80～83） ⑨ 都道府県・公共的団体が貸与又は給付する奨学金 ▶生活保護を受給されている世帯については、「生業扶助（高等学校等就学費）」（P.57）の対象となる場合がありますので、お住まいの地域の福祉事務所（P.4）と事前にご相談ください。							

高校生等のために

高校生等修学支援事業(修学支度金)【無利子貸付又は利子補給】

勉強意欲がありながら、経済的な理由によって修学が困難な高校生等に、修学支度金の貸与(貸付)又は金融機関からの融資(借入)について利子の補給を行います。

	1 高等学校等修学支度金貸与制度	2 修学支度金特別融資利子補給制度
内 容	京都府が直接生徒に貸付を行う制度です。	「1 高等学校等修学支度金貸与制度」の所得基準額を超過された方が該当します。 保護者が金融機関から教育資金の特別融資を利用した場合に、支払われた利子の全額を京都府が補給(補助)する制度です。翌年度に1年分をまとめて府から補給します。
対 象 者	- 高等学校等(下の①～⑤)に在学している生徒 - 親権者が京都府内(京都市含む。)に居住し、世帯全体の所得が別に定める所得基準額に該当する方 ①高等学校 ②中等教育学校(後期課程) ③特別支援学校(高等部) ④専修学校(高等課程) ⑤高等専門学校	- 高等学校等(下の①～⑤)に在学している生徒の保護者 - 親権者が京都府内(京都市含む。)に居住し、「1高等学校等修学支度金貸与制度」の基準を超え、かつ主たる生計維持者の年収が150万円以上の場合 ①高等学校 ②中等教育学校(後期課程) ③特別支援学校(高等部) ④専修学校(高等課程) ⑤高等専門学校
	注1:「高校生等修学支援事業(修学金)(P.76～77)」の対象者に限り、この制度が利用できます。修学支度金のみ申請はできません。 注2:「同種の資金」の貸付又は給付を受けておられる場合は、この制度は受けられません。同種の資金については、次ページの備考欄をご覧ください。	
貸 付 又 は 融 資 額	入学時1回 国公立 50,000円定額 私 立 250,000円定額	
申 請 時 期	入学後の5月中旬まで	
申 請 手 続 及 び 貸 付 時 期	申請書に必要事項を記入し、所定の書類(所得に関する証明書等)を添付して、在学している学校に提出してください。申請書は学校から配布されます。 ▶次の①～③の流れになります。 ①貸与申請(入学後の5月中旬まで) ②府から貸与決定通知を交付 ③貸付(送金)	▶次の①～⑦の流れになります。 ①申込資格認定申請(5月中旬まで) ②府から認定証を交付 ③金融機関へ申込(～7月末) ④金融機関が審査後融資決定 ⑤融資 ⑥支払われた1年分の利子の補給を府へ申請(翌年の6月) ⑦府から利子補給(翌年の8月)

かしつけまた 貸付又は 融資時期	6月末～7月末	申請時期、各金融機関によって異なります。
れんたいほしょうにん 連帯保証人	1名（親権者が兼ねることも可能です。）	不要ですが、保証（手数）料につきましては、自己負担となります。
へんさいきかん 返済期間	修学金貸付終了後、7年以内 （返還猶予の場合、猶予終了後7年以内）	融資があった月又は翌月から最長7年以内
とあわさき 問い合わせ先	くわしくは、在学されている高等学校又は京都府教育庁指導部高校教育課（TEL075-574-7518）にお問い合わせください。	
ひこう 備考	同種の資金とは、次の①～⑦にあげるものです。 ① 母子父子寡婦福祉資金貸付金（就学支度資金）貸付（P.48～49、P.75） ② 高校生給付型奨学金（入学支度金）支給（P.45～46、P.58～59） ③ 交通遺児奨学金等（入学支度金）支給（P.62） ④ 母子家庭奨学金等（入学支度金）支給（P.61） ⑤ 生活福祉資金貸付金（就学支度費）貸付（P.47、P.74） ⑥ 就学奨励費（特別支援学校）支給（P.64） ⑦ 都道府県・公共的団体が貸与又は給付する奨学金 ▶生活保護を受給されている世帯については、「生業扶助（高等学校等就学費）」（P.57）の対象となる場合がありますので、お住まいの地域の福祉事務所（P.4）と事前にご相談ください。	

どくりつぎょうせいほうじん にほんがくせい しえんき こうしょうがくきん たいよ
独立行政法人日本学生支援機構奨学金【貸与】

内 容	経済的理由により修学に困難がある学生の方に対して、奨学金を貸与（貸付）します。 ▶学力・家計等の基準があります。																																																														
対 象 者	高等専門学校に在学されている生徒で、校長の推薦を受けられた方のうち、日本学生支援機構の選考により採用された方〔在学採用〕																																																														
貸 与 額	1 第一種奨学金（無利息） （1年～3年） <table><tr><th>学校種別</th><th colspan="2">国・公立</th><th colspan="2">私 立</th><th rowspan="3">※学校種別・ 通学形態に 関わらない</th></tr><tr><th>通学 年次</th><th>自宅</th><th>自宅外</th><th>自宅</th><th>自宅外</th></tr><tr><td>1年～3年</td><td>21,000 円</td><td>22,500 円</td><td>32,000 円</td><td>35,000 円</td></tr></table> （4年・5年） 奨学金を希望する人が、それぞれの状況に応じ必要な金額を借りられるよう、選 択できる貸与月額を増やします（※部分）。また、家計支持者の年収が一定額以上 の方（目安:本人、父、母及び中学生の4人世帯で年収686万円を超える場合）は、 各区分の最も高い貸与月額以外の額からの選択となります（太枠部分）。 <table><tr><th rowspan="2">進 学 先</th><th colspan="2">国 公 立</th><th colspan="2">私 立</th></tr><tr><th>自宅通学</th><th>自宅外通学</th><th>自宅通学</th><th>自宅外通学</th></tr><tr><td rowspan="4">大 学</td><td rowspan="4">45,000 円</td><td>51,000 円</td><td>54,000 円</td><td>64,000 円</td></tr><tr><td>40,000 円※</td><td>40,000 円※</td><td>50,000 円※</td></tr><tr><td>30,000 円</td><td>30,000 円</td><td>30,000 円</td></tr><tr><td>20,000 円※</td><td>20,000 円※</td><td>20,000 円※</td></tr><tr><td rowspan="4">短 期 大 学 高等専門学校（4・5年生） 専 修 学 校（専 門 課 程）</td><td rowspan="4">45,000 円</td><td>51,000 円</td><td>53,000 円</td><td>60,000 円</td></tr><tr><td>40,000 円※</td><td>40,000 円※</td><td>50,000 円※</td></tr><tr><td>30,000 円</td><td>30,000 円</td><td>30,000 円</td></tr><tr><td>20,000 円※</td><td>20,000 円※</td><td>20,000 円※</td></tr></table> ▶原則として毎月振り込まれます。 2 第二種奨学金（利息付） <table><tr><th rowspan="2">進 学 先</th><th>貸 付 限 度 額（月 額）</th></tr><tr><th>国・公・私立 / 自宅・自宅外通学 共通</th></tr><tr><td>大 学・短期大学 高等専門学校（4・5年生） 専 修 学 校（専 門 課 程）</td><td>20,000円～120,000円の10,000円単位の中から選択 （平成30年度予算及び改正法令の成立が前提）</td></tr></table> ▶原則として毎月振り込まれます。					学校種別	国・公立		私 立		※学校種別・ 通学形態に 関わらない	通学 年次	自宅	自宅外	自宅	自宅外	1年～3年	21,000 円	22,500 円	32,000 円	35,000 円	進 学 先	国 公 立		私 立		自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学	大 学	45,000 円	51,000 円	54,000 円	64,000 円	40,000 円※	40,000 円※	50,000 円※	30,000 円	30,000 円	30,000 円	20,000 円※	20,000 円※	20,000 円※	短 期 大 学 高等専門学校（4・5年生） 専 修 学 校（専 門 課 程）	45,000 円	51,000 円	53,000 円	60,000 円	40,000 円※	40,000 円※	50,000 円※	30,000 円	30,000 円	30,000 円	20,000 円※	20,000 円※	20,000 円※	進 学 先	貸 付 限 度 額（月 額）	国・公・私立 / 自宅・自宅外通学 共通	大 学・短期大学 高等専門学校（4・5年生） 専 修 学 校（専 門 課 程）	20,000円～120,000円の10,000円単位の中から選択 （平成30年度予算及び改正法令の成立が前提）
学校種別	国・公立		私 立		※学校種別・ 通学形態に 関わらない																																																										
通学 年次	自宅	自宅外	自宅	自宅外																																																											
1年～3年	21,000 円	22,500 円	32,000 円	35,000 円																																																											
進 学 先	国 公 立		私 立																																																												
	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学																																																											
大 学	45,000 円	51,000 円	54,000 円	64,000 円																																																											
		40,000 円※	40,000 円※	50,000 円※																																																											
		30,000 円	30,000 円	30,000 円																																																											
		20,000 円※	20,000 円※	20,000 円※																																																											
短 期 大 学 高等専門学校（4・5年生） 専 修 学 校（専 門 課 程）	45,000 円	51,000 円	53,000 円	60,000 円																																																											
		40,000 円※	40,000 円※	50,000 円※																																																											
		30,000 円	30,000 円	30,000 円																																																											
		20,000 円※	20,000 円※	20,000 円※																																																											
進 学 先	貸 付 限 度 額（月 額）																																																														
	国・公・私立 / 自宅・自宅外通学 共通																																																														
大 学・短期大学 高等専門学校（4・5年生） 専 修 学 校（専 門 課 程）	20,000円～120,000円の10,000円単位の中から選択 （平成30年度予算及び改正法令の成立が前提）																																																														
申 請 時 期 及 び 支 給 時 期	<table><tr><th>区 分</th><th>申請時期</th><th>初回振込日</th></tr><tr><td>在 学 採 用 （入学後の申込）</td><td>入学後の春</td><td>6月又は7月頃</td></tr></table> ▶原則として毎月振り込まれます。				区 分	申請時期	初回振込日	在 学 採 用 （入学後の申込）	入学後の春	6月又は7月頃																																																					
区 分	申請時期	初回振込日																																																													
在 学 採 用 （入学後の申込）	入学後の春	6月又は7月頃																																																													

しんせい て つづき 申請手続	インターネットを利用した申込み（スカラネット）となります。 必要書類（収入を証明するもの等）を学校に提出し、申込みに必要な識別番号をもらった後、申込み入力をしてください。
れんたい ぽうしやうにんとう 連帯保証人等	「人的保証」又は「機関保証」のいずれかを選択してください。 ① 人的保証を選択・・・連帯保証人と保証人各1名必要 ② 機関保証を選択・・・保証料を支払うことで連帯保証人や保証人が不要 保証料は毎月の奨学金から差し引かれます。
へん かん き かん 返還期間	貸与が終了した翌月から数えて7ヶ月目から返還が始まります。 第一種奨学金は次の①、②から選択した方式で、第二種奨学金は①の方式での返還となります。 ①定額返還方式：貸与総額によって返還期間が定まります。（最長 20 年） ②所得連動返還方式：前年の所得に連動して返還月額が定まり、返還期間は返還月額によります。
と あわ さき 問い合わせ先	くわしくは、在学されている高等専門学校にお問い合わせください。
び こう 備考	▶日本学生支援機構ホームページ〈奨学金の制度（貸与型）〉 URL: http://www.jasso.go.jp/shogakukin/seido/index.html

どくりつぎょうせいほうじん にほんがくせい しえん きこうしょうがくきん きゅうふ
独立行政法人日本学生支援機構奨学金【給付】

内 容	意欲と能力があるにも関わらず経済的理由により進学が極めて困難な生徒に対して、進学を後押しすることを目的として返還の必要のない給付奨学金を交付します。																																								
対 象 者	高等専門学校の3年生から4年生に進級する予定で、校長の推薦を受けられた方のうち、日本学生支援機構の選考により採用された方〔予約採用〕 〔推薦基準〕 家 計：家計支持者が住民税（所得割）非課税であること（生活保護受給世帯、児童養護施設等に入所している方も対象） 学力・資質：機構から提示されるガイドラインに基づき、各高等学校等において定められて基準による。																																								
給 付 額	<table><tr><th colspan="3" rowspan="2">進学先</th><th colspan="2">通学形態</th><th colspan="2">支給額</th></tr><tr><th colspan="2"></th><th>自宅通学</th><th>自宅外通学</th></tr><tr><td rowspan="2">通学 の 課程</td><td rowspan="2">大 学 ・ 短 期 大 学 高等専門学校（4年生） 専 修 学 校（専 門 課 程）</td><td>国公立 ※</td><td colspan="2"></td><td>月額 20,000 円</td><td>月額 30,000 円</td></tr><tr><td>私 立</td><td colspan="2"></td><td>月額 30,000 円</td><td>月額 40,000 円</td></tr><tr><td rowspan="2">通信 教育 課程</td><td>夏季・冬季スクーリング正科生 放送大学（全科履修生で面接授 業を受ける人）</td><td>私 立</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">年 1 回 50,000 円</td></tr><tr><td>通年スクーリング（通年の面接 授業を受ける人）</td><td>私 立</td><td colspan="2"></td><td>月額 30,000 円</td><td>月額 40,000 円</td></tr></table> ▶児童養護施設等に入所している人は、社会的養護を必要とする人として、一時金 24 万円を受給できます。 ※国立の大学等に進学して、授業料の全額免除を受ける場合には、給付金額が減額されます。 （自宅通学：3万円→2万円、自宅通学：2万円→0円）					進学先			通学形態		支給額				自宅通学	自宅外通学	通学 の 課程	大 学 ・ 短 期 大 学 高等専門学校（4年生） 専 修 学 校（専 門 課 程）	国公立 ※			月額 20,000 円	月額 30,000 円	私 立			月額 30,000 円	月額 40,000 円	通信 教育 課程	夏季・冬季スクーリング正科生 放送大学（全科履修生で面接授 業を受ける人）	私 立			年 1 回 50,000 円		通年スクーリング（通年の面接 授業を受ける人）	私 立			月額 30,000 円	月額 40,000 円
進学先			通学形態		支給額																																				
					自宅通学	自宅外通学																																			
通学 の 課程	大 学 ・ 短 期 大 学 高等専門学校（4年生） 専 修 学 校（専 門 課 程）	国公立 ※			月額 20,000 円	月額 30,000 円																																			
		私 立			月額 30,000 円	月額 40,000 円																																			
通信 教育 課程	夏季・冬季スクーリング正科生 放送大学（全科履修生で面接授 業を受ける人）	私 立			年 1 回 50,000 円																																				
	通年スクーリング（通年の面接 授業を受ける人）	私 立			月額 30,000 円	月額 40,000 円																																			
申 請 時 期	高等専門学校3年生の春																																								
支 給 時 期	進学後に行う所定の手続き完了後																																								
申 請 手 続	インターネットを利用した申込み（スカラネット）となります。（予定） 必要書類（収入を証明するもの等）を学校に提出し、申込みに必要な識別番号をもらった後、申込み入力をしてください。																																								

とあわさき 問い合わせ先	くわしくは、在学されている高等専門学校にお問い合わせください。
びこう 備考	▶進学先の学校でも手続きが必要です。 手続きをされなかった場合は予約無効となりますので注意してください。 ▶給付型奨学金と貸与奨学金をあわせて利用することもできます。 ▶一部の専修学校では、日本学生支援機構の奨学金を取り扱っていない（機構に登録されていない）場合があります。取り扱いをされているか必ず進学を希望する学校にお問い合わせください。 ▶日本学生支援機構ホームページ〈奨学金の制度（給付型）〉 URL： http://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu2/index.html